

防犯用具購入費補助制度

住宅侵入盗および自動車盗などの対策を図るため、自家用の防犯用具の購入および設置費用の一部を補助します。



対象者

申請日において刈谷市内に住所を有する世帯の世帯主

補助額

購入・設置費用の **5割**

(補助上限 16,000 円、1,000 円未満切り捨て)

世帯主名で申請する
カリ～!



※購入時のクーポン、ポイント等使用分は、補助対象経費から除きます。

※過去の累計補助申請額が上限 16,000 円に達するまでは何度でも申請が可能です。

対象用具

令和6年4月1日以降に購入・設置した新品の防犯用具

補助対象となる防犯用具の例

区分	主な品目
住宅	門灯、屋外用センサーライト、録画機能付きインターホン、防犯対策効果のある防犯砂利、防犯対策効果のある錠、補助錠、サムターンカバー、ガードプレート、防犯ガラス、ガラス用防犯フィルム、ガラス破壊センサー、窓用格子
自動車など	ハンドルロック、タイヤロック、警報装置

※下記のような補助対象外となる品目もあるため、詳細は、**事前にお問い合わせください。**

- ・防犯カメラの設置
※一定規模の集合住宅等の駐車場及び駐輪場に設置する防犯カメラの設置には、別途補助制度がありますのでご相談ください。
※補助対象となる防犯用具でも、防犯カメラ機能が付属しているものは対象外です。(カメラ付センサーライトなど)
- ・護身用具(防犯ブザー、催涙スプレー、スタンガンなど)
- ・ホームセキュリティなどのサービス契約
- ・門扉、フェンスなどの防犯対策以外の目的を有するもの
- ・ドライブレコーダー、GPSによる追跡機器
- ・汎用性のある付属品(延長コード、SDカードなど) 等

気を付けて!



市ホームページは
こちら!



補助金を受け取るまでの流れ



※インターネットで購入する場合は、品名等必要項目の記載がある領収証
またはレシートの発行が可能か、事前に確認してください。

申請期間について

支払日	申請期間
令和6年4月1日(月曜) ~ 令和7年3月31日(月曜)	令和7年3月31日(月曜)まで

※支払後の納品・工事が申請期間内に終わるようにしてください。

※郵送の場合は、暮らし安心課への**申請期間内の到着**が必須です。

(送付先) 〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所 暮らし安心課

必要書類

●補助金交付申請書兼請求書

●同意書(賃借住宅の場合のみ)

●領収証またはレシートのコピー

※以下の記載が必要です。

品名(規格) 支払日 販売店名もしくは取付業者

●設置後の写真

※購入したすべての防犯用具を設置した後の写真が必要です。

(例) 補助錠6個を購入・設置→6箇所の写真が必要



設置後に撮った写真は

印刷して提出して

ください!



●自動車検査証のコピー(自動車・総排気量250cc超の自動二輪車用の防犯用具購入の場合のみ)

※自動車などの場合は、「自家用」および世帯構成者が「使用者」として記載された自動車検査証の提出が必要です。

申請内容の審査、補助金の交付決定等

交付決定後、**交付決定通知書**を発送した上で、概ね**2か月後**に指定の口座へ振り込みます。

また、必要に応じて、職員による実施状況調査を行います。

お問い合わせ先

刈谷市役所 暮らし安心課 交通防犯係 TEL 0566-62-1010